

◇ この議事速報（未定稿）は、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。
◇ 後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。
◇ 今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られる」とのないようお願いいたします。

○三木委員長 次に、尾辻かな子君。

○尾辻委員 立憲民主党の尾辻かな子です。
質問の機会をいただき、ありがとうございます。
私は十五分という限られた時間でありますので、簡潔な御答弁への御協力を願いしたいというふうに思います。

私は、まず、公益通報者保護法についてお伺いをしてまいりたいと思います。
通常国会で、この消費者特の方で公益通報者保護法の改正案が可決、成立をいたしました。しかし、この公益通報者保護法をめぐっては、いまだ混乱が生じている状況があります。

そこで、確認をしてまいりたいと思います。

まず、改正前の公益通報者保護法で、三号通報は体制整備義務の対象である、この認識でよいかどうか、簡潔にお答えください。

○飯田政府参考人 お答え申し上げます。

現行の公益通報者保護法の法定指針に定める公益通報者を保護する体制の整備として事業者が取るべき措置につきましては、公益通報者には、二

号通報者、三号通報者も含まれております。

○尾辻委員 では、その認識で、今度、本年五月十四日に、兵庫県に対して消費者庁から電話で問い合わせをして、この消費者庁の法及び法定指針について確認をして、兵庫県側は、知事も理解しておられ、そこはないという返事をしている、そういう理解でよいか。それはつまりどういうことかといふと、三号通報者も体制整備義務の対象であるということを理解してそこはないということになつてているかということで、お答えください。

○飯田政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘の公益通報者の三号通報に関する兵庫県に対しまして、四月、法定指針に定める公益通報者を保護する体制の整備として事業者が取るべき措置については、公益通報者には、二号通報者、三号通報者も含まれている旨、一般的な助言として伝達をいたしました。

これに対しまして、五月、兵庫県知事の法解釈は消費者庁の法解釈とそこがないことを消費者庁担当部署と兵庫県担当部署との間で確認をしております。

○尾辻委員 そのときに、これは、知事の認識にそこがないという確認でよろしいですか。

○飯田政府参考人 お答え申し上げます。

繰り返しになりますけれども、兵庫県知事の法解釈は消費者庁の法解釈とそこがないということを確認しております。

○尾辻委員 ありがとうございます。

そこで、十一月十日の予算委員会で、我が党の川内博史議員の質疑でも確認をいたしましたけれ

ども、じゃ、こういった確認を受けて、兵庫県知事は、三号通報は保護の対象ではないという元々の解釈の、この発言の撤回はあったのか、なかつたのか。あつたかなかつたかだけで、大臣、結構でございます。お願いいたします。

○黄川田国務大臣 消費者庁としては、兵庫県知事からの発言の撤回があつたとは承知しております。

○尾辻委員 ということは、この兵庫県における公益通報について発言の撤回がないということは、兵庫県知事は、三号通報は保護の対象でないという認識の下に、初動対応から懲戒処分に至る一連の対応はいまだに適切だったと主張されている状況になるわけです。

消費者庁としてこの現状は認識されているか、お聞かせください。

○黄川田国務大臣 兵庫県知事から、十一月の予算委員会での質問の後になると思うんですが、十一月十一日の記者会見におきまして、法改正の趣旨などを踏まえまして、三号通報を含めた全ての公益通報に関して、法の趣旨を踏まえた体制整備を検討していく旨の発言があつたと承知しております。

また、同月の十九日の記者会見においても、現在実施中の法定指針案のパブリックコメント、公益通報者保護法の改正内容、他府県の状況を踏まえて、現在、県として対応について検討準備を進めおり、適切なタイミングで対応したい旨の発言があつたと承知しております。

○尾辻委員 大臣がお答えいただいたのは、法改

正後の話で兵庫県がどう対応していくかという知事の話でありまして、元々の兵庫県の文書問題に端を発した兵庫県知事の解釈の部分は実は今も変わっていないということですから。されど、発言を撤回されていないということです。

参考の方で結構ですから、今も兵庫県知事は三号通報は保護の対象でないという認識を持つておられるということ、この現状認識は把握されておるかどうか、お答えください。

○飯田政府参考人 お答え申し上げます。

兵庫県知事の御発言でございますので、私どもとしてどういうふうにということはなかなか難しいわけでございますけれども、いずれにいたしましても、私どもいたしましては、事務的に確認をしておりますように、兵庫県知事の法解釈は消費者庁の法解釈とそこがないというふうに確認しております。今大臣お話しいただいたように、体制整備についても御検討ということでございますので、そのように理解をしております。

○尾辻委員 すごく不思議な状況が生まれていて、つまり、何というか、カラスは黒いという

ことによろしいですかと兵庫県に聞いたら、兵庫県も、はい、知事もカラスは黒いと言っていますと言っているにもかかわらず、兵庫県知事一人だけが、いや、でもカラスは白いですという状態がそのままになつていて、それが生じているというのが私は現状だということだと思います。

そして、これは結局、違法状態がそのまま今も続いている、そして、やはり三号通報として保護しなかつたがために、犯人捜しが行われ、そして

その中でお二人の命が失われているという大変な状況なわけです。つまり、独自解釈を貫く首長に対して、消費者庁は所管官庁として有効な手だけが打てていないということだと思います。

今日、私の配付資料のところに、公益通報者保護法でずっと発言をしてこられた上智大の奥山先生の記事を持ってまいりました。ここにも、奥山先生もおっしゃっていますけれども、兵庫県の違法状態がやはり放置されかねないと。これが次の法改正のやはり立法事実に私はなるというふうに思います。ですので、奥山先生も、次の改正ではこの欠陥を直し、地方自治体に是正を命ずる権限を消費者庁に持たせる必要があるだろうという指摘をされているわけです。

私たちが委員会で、五年の見直しを三年というふうに短縮をさせていただきました。ですので、次の法改正でこの穴をきっちり塞いでいただきたい、このことを申し上げておきたいというふうに思っています。

次に、香害の問題についてお伺いしたいと思います。香りの害と書くものであります。

私の周りでもこの問題に苦しんでる方がいらっしゃいます。ただ、まず、この言葉もなかなか知られないでなければ、周りの人が使っている香りの強い柔軟剤などが深刻な健康被害を引き起こすことも理解されている状態ではありません。ですので、当事者の皆さんは、例えば、本店はすごく健康被害が来て頭も痛いんだけども、その柔軟剤を使っている人に、あなたが使っている柔軟剤の匂いが本当に私の健康被害を引き起こすから

変えてほしいということもなかなか言えない、なので、外に出ることとか人に会うことを減らすしかない、そんな深刻な状況が生まれています。

当事者の皆さんからは、これは、イノセントボリューション、悪意なき汚染だという指摘をされているわけです。特に被害者の声が聞こえてくるのは柔軟の仕上げ剤なんですが、この相談件数は今どのようになつてているか、お聞かせいただきたいと思います。

○尾原政府参考人 お答え申し上げます。

委員お尋ねのいわゆる香害に関する消費生活相談は、二〇一五年度以降、千三百九十七件となっています。ここ数年間の推移を見ますと、毎年百件から二百件ほどとなつております。

○尾辻委員 私も見させていただきましたが、やはり増加傾向にあるなという状況かと思います。そして、消費者庁も一緒になつて一応啓発ポスターが作られましたけれども、これは大体何枚ぐらい印刷されて、配付先はどこに配付されているのか、簡潔にお答えください。

○尾原政府参考人 お答え申し上げます。

委員お尋ねの啓発ポスターは、令和五年七月に改定し、これまでに約千二百か所、約四千枚配付しております。配付先でございますが、全国の消費生活センター、都道府県・政令指定都市の消費者行政担当部局、関係省庁などに配付するとともに、関係省庁を通じた関係団体等への配付や周知依頼を行つております。

○尾辻委員 大臣、この四千枚というのが多いのかどうかというところ、そして、二〇二三年に作

られたわけですかけれども、もう二年もたつてゐる
ということで、これはやはり消費者庁としての発
信が弱いのではないかと私は思つております。最
近、小中学生でも一割が体調不良になつたという
ことが調査でも明らかになつてゐます。ですので
消費者庁はもつとやはり発信しなきやいけないと
思うんです。

私も調べてみました。消費者庁が例えはXでどうぐらいこれを発信しているのか。実は、ポスターを作ったとき、ポスターの文言を変えたときと、いう二〇二三年にたつた二回だけ。じや、ポスターを含めてホームページに何か書いてあるのかと、いうと、消費者庁のホームページにはポスターのPDFのリンクがあるだけなんですね。ポスターがあるんだから、私がリーフレットとかはないんですけどと聞いたら、リーフレットもないという状態で、これはちょっと消費者庁としての啓発の体制が余りにも薄いんじゃないかというふうに思つております。

○**黄川田国務大臣** いわゆる香害に関する消費生活相談が全国の消費生活センター等に一定数寄せられていることは承知しております。

○黄川田国務大臣 いわゆる香害に関する消費生活相談が全国の消費生活センター等に一定数寄せられていることは承知しております。

その上で、周知啓発についてですが、どのようなツールを活用するかも含めて、関係省庁と最新の科学的知見等の情報共有も行いながら進めてま

○尾辻委員 予防的アプローチが私は大事だとい

うふうに思っています。それができるのは消費者庁ですし、国民生活センターテスト部での実証実験やポスターの文言修正なども当事者団体から要望が出てます。これらの要望にも、大臣、しっかりと向き合っていただきたいというふうに思います。

それでは、次に、特殊詐欺、特に最近、偽警察官詐欺被害が拡大しているということでお伺いをしていきたいと思います。

お手元の資料を見ていただきますと、二枚目を皆さん見ていただくと、オレオレ詐欺は高齢者だけという私たちも実は認識があるんですが、その認識はもう既に変わっているということでありまして、例えば偽警察官詐欺でいえば、固定電話よりも携帯電話の被害の方が件数が倍以上多い、さらに、実は年代別でいうと三十代が最多、そして次いで二十代ということで、オレオレ詐欺はもう高齢者だけではない、特に偽警察官詐欺で若いう人たちが非常に詐欺に遭っているという状況であります。

私の地元の高槻市の消費生活センターに聞きますと、これはちょっと特殊詐欺なんですが、昨年一億四千万被害があつた、今年、速報値で五億一千万と、四倍に特殊詐欺が増えているということであります。

この偽警察官詐欺について、件数の推移や拡大の原因をどのように考へておられるか、お答えください。

○松田政府参考人 お答えいたします。
御指摘のとおり、昨年下半期以降、警察官等を
かたり、捜査名目で現金等をだまし取る手口の被
害が顕著となつております。

○松田政府参考人 お答えいたします。
御指摘のとおり、昨年下半期以降、警察官等を
かたり、捜査名目で現金等をだまし取る手口の被
害が顕著となつております。

こうした偽警察詐欺が増加した原因について一
概にお答えすることは困難であります。が、例えれば
御指摘のとおり、従来のオレオレ詐欺とは異なり、
固定電話だけでなく携帯電話に対しても無差別に
架電されており、これにより高齢者のみならず若
い世代にも被害が拡大したこと等も一因と考えら

○三木委員長

りますので、簞
の尾十番

○三木委員長 尾辻君、申合せの時間が過ぎておりますので、簡潔にお願いいたします。

○尾辻委員 はい。

この現状がありますので、警察庁も、そして消費者庁も、しっかりとこの被害、予防に向けて情報発信をお願いしたいというふうに思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

私の地元の高槻市の消費生活センターに聞きますと、これはちょっと特殊詐欺なんですが、昨年一億四千万被害があつた、今年、速報値で五億一千万と、四倍に特殊詐欺が増えていっているということになります。

この偽警察官詐欺について、件数の推移や拡大の原因をどのように考えているか、お答えください。

○三木委員長 松田長官官房審議官、簡潔にお願いいたします。